

## 消防機関へ通報する火災報知設備

### 【設置基準(令23-1)】

<u>6項イ(1)(2)(3)</u> ・ <u>6項ロ</u> ・ <u>16の2項</u> ・ <u>16の3項</u>	全部
<u>1項イロ</u> ・ <u>2項イロハニ</u> ・ <u>4項</u> ・ <u>5項イ</u> ・ <u>6項イ(4)</u> ・ <u>6項ハニ</u> ・12項イロ・17項	延べ面積 500㎡以上
<u>3項イロ</u> ・ <u>5項ロ</u> ・7項・8項・ <u>9項イロ</u> ・10項・11項・13項・14項・ <u>15項</u>	延べ面積1,000㎡以上

### 【設置を要さないもの(令23-1・3 規25-1)】

- ①消防機関から著しく離れた場所(約10km以上)
- ②消防機関が存する建築物内の 6項イ(1)(2) および 16項イ・16の2項・16の3項 で 6項イ(1)(2) の用途に供される部分が存するもの
- ③②および②の項以外の防火対象物で消防機関から歩行距離が 500m 以下である場所
- ④ 5項イ・6項イロハ を除き、固定電話を設置した場合

※事実上、ホテル・病院・福祉施設以外は設置を要さない。

### 【自動火災報知設備との連動(規25-3-5)】

- ・ 6項イ(1)(2)・6項ロ および 16項イ・16の2項・16の3項 で 6項イ(1)(2)・6項ロ の用途に供される部分が存するものに設置する火災通報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにならなければならない。
- ・ 自動火災報知設備の受信機と火災通報装置が常時人がいる防災センターにある場合は連動が不要。